

# 大阪市都市景観規則（平 25 年 3 月 29 日 規則 136）

## （趣旨）

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び大阪市都市景観条例（平成 10 年大阪市条例第 50 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

## （景観計画区域内における行為の届出の添付図書）

第 3 条 条例第 8 条の届出に係る行為の内容を示す書類は、次に掲げる図書とする。ただし、これらの図書によっては同条の届出に係る行為の内容を適切に表示できないと市長が認める場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

### （1） 次の表に掲げる図書

#### 添付図書

図書の種類	明示すべき事項
縮尺 1/2, 500 以上の付近見取図	方位、建築物等の敷地の位置、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置
写真撮影位置図	方位、建築物等の敷地の位置、道路及び写真を撮影した位置
縮尺 1/600 以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物等の位置、申請に係る建築物等と他の建築物等との別、植栽及び駐車場の位置、土地の高低並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
縮尺 1/200 以上の各階平面図又は横断面図	縮尺、方位、屋上に設ける建築設備の位置及び主要部分の寸法
縮尺 1/200 以上の各面立面図（彩色が施されたものに限る。）	縮尺並びに外壁の構造、材料及び色彩その他の意匠
縮尺 1/200 以上の主要断面図	縮尺、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物等の高さ並びに主要部分の寸法
彩色が施された完成予想図	建築物等の外観及び敷地内の状況

（2） 建築物等の敷地及びその周辺の現況を示すカラー写真（撮影日時を記入したものに限る。）

（3） 第 1 号様式による届出行為概要書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

3 法第 16 条第 2 項の規定により変更の届出をしようとする者は、第 1 項に掲げる図書（当該変更に係るものに限る。）を届出書に添付しなければならない。

#### （届出を要しない行為）

**第 4 条** 条例第 9 条第 1 項の市規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 大阪府文化財保護条例（昭和 44 年大阪府条例第 5 号）第 24 条第 1 項又は第 55 条第 1 項の許可に係る行為及び同条例第 40 条第 1 項の届出に係る行為

(2) 大阪市文化財保護条例（平成 11 年大阪市条例第 5 号）第 17 条第 1 項の許可に係る行為及び同条例第 31 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の届出に係る行為

#### （書類の閲覧）

**第 5 条** 条例第 10 条の市規則で定める書類は、第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる書類とする。

2 前項の書類及び景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第 31 条第 1 項に定める書類（以下これらを「閲覧書類」という。）を閲覧させる場合には、都市計画局計画部の所在する事務室内に置く閲覧所において閲覧させるものとする。

3 前項の閲覧所の休日は、大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日とする。

4 第 2 項の閲覧所における閲覧時間は、午前 9 時から午後 0 時 15 分まで及び午後 1 時から午後 5 時 30 分までとする。

5 前 2 項の規定にかかわらず、閲覧書類の整理その他やむを得ない事由があるときは、臨時に閲覧所の休日を定め、又は閲覧時間を変更することがある。

6 閲覧書類を閲覧しようとする者は、第 2 号様式による届出行為概要書閲覧申請書を市長に提出しなければならない。

7 閲覧者は、閲覧書類の閲覧に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 閲覧書類を閲覧所以外の場所に持ち出すこと

(2) 閲覧書類を汚損し、若しくは毀損し、又は亡失すること

(3) 前 3 項の規定に違反し、又は前 3 項の規定に基づく職員の指示に従わないこと

8 市長は、前項の規定に違反した者に対し、閲覧書類の閲覧を制限し、停止し、又は拒否することができる。

(認定申請の添付図書)

第6条 条例第11条の市規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、これらの図書によっては同条の申請に係る計画の内容を適切に表示できないと市長が認める場合には、当該計画の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

(1) 次の表に掲げる図書

添付図書

図書の種類	明示すべき事項
縮尺 1/2, 500 以上の付近見取図	方位、建築物の敷地の位置、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置
写真撮影位置図	方位、建築物の敷地の位置、道路及び写真を撮影した位置
縮尺 1/600 以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、植栽及び駐車場の位置、土地の高低並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
縮尺 1/200 以上の各階平面図	縮尺、方位、屋上に設ける建築設備の位置及び主要部分の寸法
縮尺 1/200 以上の各面立面図（彩色が施されたものに限る。）	縮尺並びに外壁の構造、材料及び色彩その他の意匠
縮尺 1/200 以上の主要断面図	縮尺、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに主要部分の寸法
彩色が施された完成予想図	建築物の外観及び敷地内の状況

(2) 建築物の敷地及びその周辺の現況を示すカラー写真（撮影日時を記入したのものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(大規模な面的整備)

第7条 条例第13条の市規則で定める行為（以下「大規模な面的整備」という。）は、次に掲げる行為とする。

(1) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第3項に規定する再開発等促進区である区域内に存する、建築物等及びその敷地の整備並びに公共施設の整備を一体とし

て行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一団の土地における建築物等及びその敷地の一体的な整備に係る行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、前号の一団の土地に類する規模の土地の区域内で行われる建築物等及びその敷地の一体的な整備に係る行為で当該区域の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため一体的かつ総合的な市街地の再開発を実施することを目的とすると認められるもの

#### (大規模な面的整備に係る検討書の提出)

**第8条** 条例第13条の規定による検討書の提出は、当該検討書に係る大規模な面的整備について法第16条第1項若しくは第2項の届出、同条第5項の通知、法第22条第1項若しくは法第31条第1項の許可の申請、法第63条第1項の申請、都市計画法その他の法令で定められた手続又は条例第15条第1項若しくは第2項の協議のうち最初に行うものを開始する時までに行わなければならない。

2 前項の検討書には、次に掲げる事項を記載するとともに、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 大規模な面的整備を行う場所
- (3) 大規模な面的整備に係る区域における都市景観の形成の目標及び方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### (軽易な変更)

**第9条** 条例第14条の市規則で定める軽易な変更は、条例第13条の規定による大規模な面的整備の協議において、当該大規模な面的整備を行おうとする者に対し市長が指示するものとする。

#### (大規模土木構造物に係る行為)

**第10条** 条例第15条第1項の市規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建設
- (2) 外観に係る修繕又は模様替でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の1/2を超えるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市景観の形成に与える影響を考慮する必要があると認められる行為

### (大規模土木構造物に係る行為の届出)

**第 11 条** 条例第 15 条第 1 項の規定により届け出ようとするものは、当該届出に係る行為について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令で定められた申請等の手続のうち最初に行うものを開始する時（当該行為についてその手続が法令で定められていない場合又は法令の定めにより当該手続を行うことを要しない場合にあっては、当該行為に着手する時）までに、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 届出に係る行為を行う場所
- (3) 届出に係る行為の種別
- (4) 届出に係る行為を行うに当たっての都市景観の形成に関する考え方
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

### (軽易な変更)

**第 12 条** 条例第 15 条第 2 項の市規則で定める軽易な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 大規模土木構造物及びその敷地の管理又は補修のために通常行われる軽易な変更
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う一時的な変更
- (3) 敷地の舗装又は植栽の変更でその変更に係る面積が従前の敷地の舗装等に係る面積の 1/2 以下のもの

### (標識の設置)

**第 13 条** 法第 21 条第 2 項及び法第 30 条第 2 項の規定により設置すべき標識は、公衆の見やすい場所に設置することとし、当該標識には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の別
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 指定番号及び指定の年月日
- (4) 景観重要建造物として指定された土地その他の物件の範囲

### (協約の認定の請求)

**第 14 条** 条例第 23 条第 1 項の規定により協約の認定を請求しようとする者は、条例第 23 条第 2 項に規定する協約書に次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 協約の認定を請求する者が当該協約を締結した者の代表者であることを明らかにする書類
- (2) 協約の対象となる区域を表示する図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

#### (協約の認定の要件)

**第15条** 条例第23条第3項の市規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 協約の対象となる区域内の土地及び建築物等の利用を不当に制限するものでないこと
- (2) 協約の対象となる区域が当該区域における良好な都市景観の形成を図るために相当と認められる広さ及び地域的一体性を有していること
- (3) 協約を締結した者の総数の当該協約の対象となる区域内の土地の所有者等の総数に対する割合が、当該協約の適正かつ効果的な運用を図るために相当と認められる程度に達していること

#### (協約の変更又は廃止の届出)

**第16条** 条例第23条第4項の規定により届出をしようとする者は、同条第3項の規定による認定を受けた協約を変更し、又は廃止した後速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 認定を受けた協約の名称
- (3) 認定を受けた協約の対象となる区域
- (4) 認定を受けた協約を変更し、又は廃止した理由
- (5) 認定を受けた協約を変更し、又は廃止した年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 認定を受けた協約の変更又は廃止の届出をする者が当該協約を締結した者の代表者であることを明らかにする書類
- (2) 認定を受けた協約の対象となる区域のうち変更又は廃止に係る部分を表示する図面
- (3) 認定を受けた協約で定められた協約の変更又は廃止の手続を適正に行っていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

## (大阪市都市景観委員会)

**第 17 条** 大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

**第 18 条** 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

**第 19 条** 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

**第 20 条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

**第 21 条** 委員会の庶務は、都市計画局において処理する。

**第 22 条** 条例及びこの規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

## (施行の細目)

**第 23 条** この規則の施行について必要な事項は、都市計画局長が定める。

## 附則（平成 11 年 1 月 29 日 規則 1）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条から第 13 条までの規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**（平成 14 年 12 月 27 日 規則 156）

この規則は平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

**附則**（平成 18 年 4 月 1 日 規則 131）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**（平成 18 年 6 月 9 日 規則 168）

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

**附則**（平成 19 年 3 月 30 日 規則 116）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**（平成 25 年 3 月 29 日 規則 136）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。



※ 届出年月日	平成 年 月 日	※ 変更前届出番号	第 号
※ 届出番号	第 号	※ 変更後届出番号	第 号

注 ※印の欄については、記入しないでください。

### 届出行為概要書

届出者 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）</small>	イ 氏名のフリガナ							
	ロ 氏名							
	ハ 郵便番号							
	ニ 住所							
代理者 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）</small>	イ 氏名							
	ロ 建築士事務所名							
	ハ 郵便番号							
	ニ 住所							
	ホ 電話番号							
行為の名称								
行の場 為所	地名地番	大阪市	区	丁目	番地			
	住居表示	大阪市	区	丁目				
区域区分	<input type="checkbox"/> 基本届出区域 <input type="checkbox"/> 重点届出区域（名称： <input type="text"/> ）							
行為の種類	<input type="checkbox"/> 敷地面積が2,000㎡以上、高さが10m以上の建築物 <input type="checkbox"/> 延べ面積が5,000㎡を超え、地階を除く階数が6以上の建築物 <input type="checkbox"/> コースター、観覧車等の遊戯施設 <input type="checkbox"/> その他の建築物 <input type="checkbox"/> その他の工作物		<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の過半の変更 [ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 ]					
設計又は 施行方法		届出部分		届出以外の部分		合計		
	イ 敷地面積					㎡		
	ロ 建築(築造)面積	㎡		㎡		㎡		
	ハ 延べ面積	㎡		㎡		㎡		
	ニ 高さ	最高の高さ	m		ホ 階数	地上	階	
		塔屋を含む最高の高さ	m			地下	階	
	ヘ 構造	造 / 一部 造						
	ト 用途							
チ 外観の変更の内容								
行為の着手予定日		平成 年 月 日		行為の完了予定日		平成 年 月 日		

注 この概要書には、大阪市都市景観規則第3条第1項第1号の表に掲げる図書（写真撮影位置図、各階平面図、主要断面図を除く）を添付してください。

届出行為概要書閲覧申請書

平成 年 月 日

大阪市長様

申請者 住所

氏名

大阪市都市景観条例第10条及び大阪市都市景観規則第5条第6項の規定により、次の景観計画区域内における届出行為概要書の閲覧を申請します。

届出者			
行為の場所	地名地番	大阪市	区 丁目 番地
	住居表示	大阪市	区 丁目
届出番号		平成 年 月 日 第 号	
備考			

※ 差しつかえがなければ閲覧理由を備考欄に記入をお願いします。